

(3) 税務手当の支給誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪自動車税事務所</p>	<p>税務手当は、直接、府税の賦課徴収に係る業務に従事したときに支給される手当（日額830円）であるが、大阪自動車税事務所に勤務する職員が、終日当該業務に従事することのない研修受講のために出張した日に手当を支給していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付：平成25年7月3日 ・対象者：大阪自動車税事務所職員 ・対象者の当日業務：咲洲庁舎における「平成25年度 採用1年目キャリア研修(キャリア1)」受講(宅発宅着による管内出張) 	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、承認権者が手当の承認を行う際のチェック項目を明示したチェックリストを整備するなど再発防止のための対策を講じられたい。</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する条例】 第12条 税務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する取扱要領】 5 税務手当(条例第12条)関係 (1) 第1項第1号中「府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。)に従事したとき」は、直接、府税の賦課徴収に係る業務(府税の徴収に係る業務を除く。)に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。</p>	<p>是正を求められた支給誤りについては、速やかに確認し、過払い額の返納処理を行った。(平成27年1月23日返納済み)</p> <p>また、他に事例がないかを確認した結果、誤って手当が支給されていた事例等があったため、同様に返納処理等を行った。</p> <p>今後、このような支給誤りがないよう関係職員に注意喚起するとともに、再発防止を図るため、新たに「チェックリスト」を作成し、この「チェックリスト」を平成27年2月分から用い、各課長(分室長)が課員(分室員)全てを、次長が課長(分室長)分のチェックを行うこととした。</p>